

新田井堰土地改良区 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、新田井堰土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、兵耕第66号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 出石川から引水するかんがい施設及び円山川、六方川への排水施設の維持管理
- (2) 幹線水路の改修及び維持管理
- (3) 上庄境サイホンの改修、維持管理
- (4) 地区全域にわたる農道の維持管理
- (5) 災害復旧事業
- (6) 県営ほ場整備事業により造成された諸施設の維持管理

2 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

3 この土地改良区は、第1項第(2)号(4)号(6)号の事業に附帯し、その事業を旨しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の手事務所は、兵庫県豊岡市八社宮483番地の1に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は32人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定・変更、土地改良事業の廃止、

役員の改選、規約の制定・変更及び廃止、管理規程の制定・変更及び廃止、利水調整規程の制定・変更及び廃止、並びに合併及び解散、その他重要な事項を除いて、急務を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、更に20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び未役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事3人とする。

(役員の選挙)

第19条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に關し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって決められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、輕易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号、第2号、3号、4号、5号及び6号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

ただし、次の表の左欄に掲げる地区等は、それぞれの区分に応じ当該右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

ただし、次の表の左欄に掲げる地区等は、それぞれの区分に応じ当該右欄に掲げる額とする。

地区等	区分	賦課金
大字百合地六方川以东	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	普通区の10分の5
小野川以东の倉見地区	同上	地積割
ほ場整備を実施しない区域	同上	地積割

(分担金)

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営ほ場整備事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、第3条に係る土地の全部につき地積割により賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法及び方法並びに夫役現品の金

銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営ほ場整備土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第33条 第26条、第27条、第30条及び第31条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納日数に応じて年利14.6%の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、更にその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第34条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理

事会の補助機関として委員会を置くことが出来る。

3 理事会は、前2項に規定する各派又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10アールにつき2,000円の範囲において総代会の議決より定める。

(賦課金以外の徴収金についての過剰金)

第36条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第39条 この土地改良区の実業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第40条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、昭和55年 7月24日より施行する

この定款は、昭和58年 8月23日より施行する

この定款は、昭和60年 7月25日より施行する

この定款は、平成62年 1月21日より施行する
この定款は、平成 元年 4月14日より施行する
この定款は、平成13年 6月13日より施行する
この定款は、平成14年 1月28日より施行する
この定款は、平成14年 4月 3日より施行する
この定款は、平成15年 5月15日より施行する
この定款は、平成20年 7月30日より施行する
この定款は、平成21年 4月15日より施行する
この定款は、平成23年 3月23日より施行する
この定款は、平成30年 6月20日より施行する
この定款は、令和 2年 3月11日より施行する
この定款は、令和 3年 4月26日より施行する

(別 表)

土地改良区域地域

市町	大字	字	地区の地域	市町	大字	字	地区の地域
豊岡市	塩津	宮道	一円の農用地	豊岡市	木内	戸細	一円の農用地
"	"	五反田	"	"	"	大坪	"
"	"	八島	"	"	"	森ヶ下	"
豊岡市	今森	西若子	一円の農用地	"	"	黒中	"
"	"	矢神田	"	"	"	大豆	"
豊岡市	江本	五郎三田	一円の農用地	"	"	畑ヶ坪	"
"	"	上友田	"	"	"	ガマ原	"
"	"	東若子	"	"	"	中原	"
"	"	向八島	"	"	"	一丁田	"
"	"	田中	"	"	"	狐島	"
"	"	渡上り	"	豊岡市	大篠岡	東袖	一円の農用地
豊岡市	駄坂	隅中	一円の農用地	"	"	上大島	"
"	"	紺町	"	"	"	八反島	"
"	"	貝ノ本	"	"	"	下大島	"
"	"	秋君	"	"	"	西袖	"
"	"	雲田	"	"	"	竹ヶ花	"
"	"	金田	"	"	"	平ノ本	"
"	"	馳上	"	"	"	平成	"
"	"	珍崎	"	"	"	梅ヶ花	"
"	"	信次	"	"	"	松ヶ花	"
"	"	五反田	"	豊岡市	中谷	堤	一円の農用地
"	"	引野	"	"	"	江頭	"
"	"		"	"	"	六反田	"
"	"	水方坪	"	"	"	榎	"
"	"	宝田	"	豊岡市	河谷	魚ノ口	一円の農用地
"	"	中川	"	"	"	古川	"
"	"	川町	"	"	"	八反田	"
"	"	堀町	"	"	"	町井	"
"	"	小川井	"	"	"	セリノ	"
豊岡市	木内	下阿原	一円の農用地	"	"	口戸	"
"	"	五反田	"	"	"	ハシノ	"
"	"	赤目頭	"	豊岡市	百合地	久成り	一円の農用地
"	"	アナンシ	"	"	"	五反田	"
"	"	森戸	"	"	"	宮田	"
"	"	大長	"	"	"	サヲリ	"

豊岡市	百合地	セリノ	一円の農用地	豊岡市	下鉢山	五反田	一円の農用地
"	"	上替	"	豊岡市	上鉢山	堀角	一円の農用地
"	"	貝ノ本	"	"	"	西ノ下	"
"	"	扇町	"	"	"	昭和	"
"	"	橋向フ	"	"	"	坪田	"
"	"	教田	"	"	"	赤池	"
"	"	新田	"	"	"	コモ町	"
"	"	小田井田	"	"	"	松ヶ鼻	"
"	"	干田	"	"	"	下ノ池	"
"	"	イヌヤ	"	"	"	ヨ口通	"
豊岡市	立野	山王	一円の農用地	"	"	末次	"
"	"	三ノ坪	"	"	"	川造	"
"	"	高野田	"	"	"	鞆瀬	"
"	"	ヨコ田	"	"	"	三蔵田	"
"	"	九反庄	"	"	"	樫田	"
"	"	渡シ田	"	"	"	神明田	"
"	"	下宮道	"	"	"	中ノ坪	"
"	"	上宮道	"	"	"	庄円	"
豊岡市	梶原	大坪	一円の農用地	"	"	カセ八田	"
"	"	木戸	"	"	"	葛ノ下	"
"	"	縄添	"	"	"	室成	"
豊岡市	大磯	寺田	一円の農用地	"	"	堀瀬	"
豊岡市	八社宮	平	一円の農用地	"	"	円通寺	"
"	"	向田	"	"	"	田和ノ下	"
豊岡市	伏	六黒	一円の農用地	"	"	亀谷	"
豊岡市	清冷寺	下峠	一円の農用地	"	"	仲江	"
"	"	上峠	"	"	"	狐島	"
"	"	流田	"	豊岡市	倉見	下池本	一円の農用地
"	"	皆原	"	"	"	越田	"
"	"	横枕	"	"	"	貝田	"
"	"	広畑	"	"	"	第田	"
"	"	末次	"	"	"	五義田	"
"	"	朝ガラシ	"	"	"	嶋田	"
"	"	赤鳥	"	"	"	中連下	"
"	"	七福	"	"	"	千原	"
豊岡市	加陽	淺ガラシ	一円の農用地	"	"	地藏田	"
豊岡市	下鉢山	先取場	一円の農用地	"	"	瀨田	"
"	"	石原	"	"	"	上池本	"
"	"	神明田	"	豊岡市	倉見	中田	一円の農用地
"	"	八反田	"	"	"	十句	"
"	"	神主田	"	"	"	丁田	"
"	"	横江	"	"	"	石谷	"
"	"	昭栄	"	"	"	船戸	"

豊岡市	倉見	十五	一円の農用地	豊岡市	伊豆	大保	恵田	一円の農用地
"	"	十四	"	"	"	新	田	"
"	"	昭和	"	豊岡市	安良	月	ヶ下	一円の農用地
"	"	向廿	"					
"	"	庄	"					
"	"	岡ノ越	"					
"	"	ウガイ	"					

[定款附属書]

新田井堰土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの
(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
第1区	豊岡市大字梶原、立野、大磯、中谷、河谷及び百合地	12人
第2区	豊岡市大字塩津、今森、江本、駄坂、木内及び大篠岡	10人
第3区	豊岡市大字伏、八社宮、清冷寺、加陽、倉見、上鉢山、下鉢山、伊豆及び安良	10人
合 計		32人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。
(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなけ

ればならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を

開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならぬ。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと（第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと）に各2人）を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。

4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

- 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの
- 八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面での土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員1人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があつたとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができなかつたときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならぬ。

2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなつたときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなつたときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によつて、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があつたとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する第29条の3の規定によ

る改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなつたときは、総選挙を行わなければならない。